

平成15年度

第12回 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会

議 事 録

平成16年2月10日(火)

於 砂防会館
林 野 庁

1 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会出席者

(1) 委員

(財)日本農業研究所研究員	岸 康彦
山形大学名誉教授	北村 昌美
東京大学農学部教授	小林 洋司
住空間工房代表	早坂 みどり
(財)自然環境研究センター研究主幹	松島 昇

(2) 林野庁

長官	前田 直登
森林整備部長	梶谷 辰哉
整備課長	沼田 正俊

(3) 独立行政法人緑資源機構

森林業務担当理事	日高 照利
森林業務部長	高木 宗男

2 議事

- ・ 林野庁長官挨拶
- ・ 資料5により、最近の新聞報道等について説明
- ・ 資料4により、報告書(案)について説明

[意見交換]

委員

「環境への負荷との関係」について、報告書に記載されるのは、資料4の10ページのみであるが、例えば、保安林の区域を通過するか否かといった評価因子については、どこで明らかにしているということになるのか。

事務局

資料4の13ページ以下にある参考2「項目別取りまとめ表」の中に記載されている。また、資料4資料編の65ページ以下にある「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会に提出された意見・情報」もある。

委員

もっと分かりやすく示すべきではないか。

事務局

項目別取りまとめ表を修正する方向で、少し考えさせていただきたい。

委員

この a、b、c の分け方について、内容的にはいかがか。これは、環境問題がこの委員会の中で大きく扱われるようになって、配慮を十分重ねてきたという証だと思う。

各委員

(異議なし)

委員

それでは、この分類については異議なしということで次に移りたい。

委員

前回いろいろコメントいただいた部分に対して修正された案が示されている。取りやめと言うか中止と言うかということは、結局はその表現の響き方の問題で、なかなか難しい。どちらが良いかということになると、受け取る人、置かれた状況にもよる。

委員

私は、これで結構である。確かに、中止はいったん始めたことをやめるという意味だから、取りやめのほうがこの場合正しいかもしれない。ただ、計画段階までを含めて言えば中止である。だから、それは微妙である。取りやめのほうが柔らかいという受け止め方もある。

委員

平仮名が入ると何でも優しくなったようになる。

委員

それは言えると思う。中止 2 文字だけだったら強いという印象がある。

委員

取りやめも中止も同じだと思いながら、計画中止ではどうかと一度は思った。しかし、取りやめという表現はほかでも使っているので、これでも良いのかと思う。

委員

取りやめも中止も同じである。取りやめもイメージとしてはきつい。取りやめと言うのは全くゼロに等しい。

事務局

事務局としても、中止と取りやめを辞書で調べてみたが、まったく意味は同じである。

事務局としては、先ほど委員から意見があったが、少し平仮名が入ったほうがまだ柔らかいことと、やはり、中止という言葉自体が出てくると、今まで途中で工事を行っていたものをやめたというイメージが非常に強くて、今回は取りやめと言うことが良いのではないかと考えたものである。

委員

この文章に関していかがか。ほかに異議はないか。

各委員

(異議なし)

委員

それでは、取りやめという表現については原案どおりとしたい。

事務局

資料4の4ページにある「4検討の結果」の「次の7区間については、建設の必要性や事業実施の妥当性が乏しいと判断されることから」としており単純に「建設の必要性」、「や」、「事業実施の妥当性」と書いたが、「あるいは」という表現も考えられる。この点についてはいかがか。

委員

「や」というのはややぼかした表現である。明確に表現すると「及び」、「あるいは」となるが、ここでは「あるいは」はあまり適当ではないのではないか。「や」で良いと思う。

委員

報告書を公表するとき、具体的にはどのような方法になるのか。ホームページに全部出すのか。どこかへ資料として置くのか。

事務局

全体をホームページ上で公表する。また、情報公開窓口が農林水産省の1階にあるので、そこにも備えつける。

委員

パブリックコメントについては、これは要約してあるのか。全文か。

事務局

全文である。

委員

我々は何度も目を通しており、恐らくは世間一般の方々はそれほど関心を持たないのではないかと、軽く考えがちであるが、考えてみれば地元の人にとっては大変な問題である。やはり、この膨大な資料もそれなりに役割を果たしており、また、今後果たすだろうと思う。これまでにいただいた意見が、また生きてくる。

委員

内容的には言うことはないが、資料4の13ページ以降の「項目別取りまとめ表」の中で、表記が統一されておらず、例えば「取りまとめ」と「とりまとめ」が混在しているので、検索をかけて統一してほしい。

事務局

見直したい。

委員

資料4の6ページ以降の「検討結果総括表」において、取りやめになったと

ころに対して、あとはどうするといった説明が何かないのか聞きたい。

事務局

「検討結果総括表」では、取りやめとしている区間については、後が空欄になっているが、どうするのかというご意見でしょうか。

今、考えているのは、報告書を取りまとめいただき、公表するときに、関係の道県の方々にこの報告書の内容について説明することにしている。特に取りやめになったところについて、当然、補助林道など別の整備手法による整備の必要性が検討されることになるから、道県が地元の町村などいろいろな議論したうえで、補助林道事業でもどうしても整備したいのか。いろいろなことを考え、それを踏まえて、また林野庁としてどうやっていくかということを検討していくことになる。

委員

今の説明のようなことをまとめたものが入るのではないか。説明が何かないのかと言ったが、具体的なことはすぐには入れられないと思う。

事務局

報告書案の本文の中では、「4 検討の結果」の のところで「大規模林道事業としての整備を取りやめ、必要に応じて補助林業事業等の整備手法を検討することが適当である。」となっており、単に取りやめと言うだけではなく、このような形で検討の方向を示していただいている。

委員

具体的なことは、この委員会では手に余る。一つ違った段階での検討になる。取りやめが適当とする区間については、今、事務局が説明したような手続きを経て必要があれば補助林道その他の具体策が決まっていくので、具体的な手続きということだけでなく、補助林道その他の計画と結びつける文章があれば良いのではないか。

事務局

取りやめ又は計画変更と、計画変更の内容との間には破線が引かれ、取りやめの場合は右側が空欄になっている。この破線は別になくても良いものなので一つにする。それから、取りやめの場合、最後に、例えば、アスタリスクを付け、表の最後の欄外に注釈という形で「* 必要に応じて補助林道等他の整備手法を検討」云々と表記することにしようか。

委員

それで良い。

事務局

表の欄外の注釈の具体的表現については、報告書本文をそのまま引用すれば「* 必要に応じて補助林道等他の整備手法を検討することが適当」となるが、この表だけ見ると、大規模林道事業としての整備は取りやめでも必ず補助林道事業で実施するかなのような議論が起きることも考えられるので、その前に「地

地域の諸条件を踏まえ」と付けてはどうか。

委員

そういうことなら「地域の諸条件を踏まえ、必要性を見極めつつ」としてはどうか。

委員

公道等を大規模林道として活用するのだから「地域の諸条件を踏まえ、公道等を利用する」というように表現してはどうか。

事務局

それでは、「*地域の諸条件を踏まえ、公道等を利用するとともに、当該区間については必要性を見極めつつ補助林道事業等他の整備手法を検討することが適当」とすれば良いか。

委員

今の表現で良いか。それで良いと思うが。

委員

良い。

委員

細かく書き出すと、またかえって迫力が薄れるということもある。

事務局

確認したいが、報告書本文のほうは、原案のままで良いのか。

委員

それで良いと思う。本文の「必要に応じて」は、それより前の文章に書いたことを全部包括しているということであり、ここで細かく書いているから、同じ表現に揃えないと具合が悪いということではない。

委員

結構である。

委員

それでは、賛同を得たということで。

委員

資料4の4ページの「4検討の結果」のは、「線形の変更等（一部取りやめや幅員の縮小など）、現行計画を変更しつつ」となっているが、一部取りやめ、線形変更、幅員縮小は同じ並びであり、線形の変更の中に一部の取りやめや幅員の縮小が含まれているという表現はおかしいのではないか。

事務局

「区間の一部の取りやめ、幅員の縮小或いは線形の変更などの計画変更を行い」に修正したい。

先ほど少し考えさせていただきたいとしていた「項目別取りまとめ表」の修正案について説明したい。

先ほど「環境への負荷との関係」については、きちんと評価の根拠を分かり

やすく示すべきではないかという指摘があった。環境負荷に限らず、ほかのものもすべて基本的には項目別取りまとめ表に記載し、そこにあるデータを用いて評価を行っているということもあり、「環境への負荷との関係」という欄を設けてはどうかと考えている。その欄に、もともと他の欄に記載されていた関係する記述をまとめて記載するようにしたい。

具体的には、まず、平取区間については「受益地は保安林等には指定されていない。貴重動植物については、北海道の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

様似区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。また、自然公園等の区域を通過しないが、受益地の一部が国定公園の第1・3種特別地域に指定されている。貴重動植物については、北海道の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。本区間は、道条例に基づく環境影響評価の対象区間である。」としたい。

置戸・陸別区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、道の関係課等によりナキウサギの生息、稀少猛禽類の飛翔及びクマガラの鳴き声が確認されている。本区間は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象区間である。」としたい。

西会津区間については「保安林等の区域は通過しないが、受益地の一部が保安林に指定されている。貴重動植物については、福島県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

昭和区間については「受益地は保安林等には指定されていない。貴重動植物については、地元等意見聴取において、稀少猛禽類等の生息情報がもたらされている。」としたい。

会津若松・下郷区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。また、自然公園等の区域は通過しないが、受益地の一部が県立自然公園の普通地域に指定されている。貴重動植物については、地元等意見聴取において、稀少猛禽類の生息情報がもたらされている。地形的に工事が非常に難しそうである（再掲）。」としたい。

下郷 区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。貴重動植物については、福島県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

大山 区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。貴重動植物については、富山県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

大山・大沢野区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。貴重動植物については、富山県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

上市・立山区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、富山県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。本区間は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象区間である。」としたい。

美山・板取区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。貴重動植物については、岐阜県の発行しているレッドデータブックにおいて、稀少猛禽類等の生息の可能性が示されている。」としたい。

若桜・智頭区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。受益地内の1集落は文化財保護法に基づく市町村指定の伝統的建造物群保存地区に指定されている。貴重動植物については、地元等意見聴取において、稀少猛禽類等の生息の情報がもたらされている。本区間は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象区間である。」としたい。

匹見・美都区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、地元等意見聴取において、稀少猛禽類等の生息情報がもたらされている。」としたい。

美土里区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、広島県の発行しているレッドデータブックにおいて、ツキノワグマ等の生息の可能性が示されている。」としたい。

庄原・三和区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。また、自然公園等の区域を通過しないが、受益地の一部が、県条例に基づく県緑地環境保全地域に指定されている。貴重動植物については、広島県の発行しているレッドデータブックにおいて、ツキノワグマ等の生息の可能性が示されている。本区間は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象区間である。」としたい。

吉和区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。また、受益地はすべて国定公園に指定されており、第2・3種特別地域に指定されている。貴重動植物については、広島県の発行しているレッドデータブックにおいて、ツキノワグマ等の生息の可能性が示されている。」としたい。

鬼が城・薬師谷区間については「水源かん養保安林等の区域を通過する。貴重動植物については、県の関係課等が把握している範囲において、稀少猛禽類の生息が確認されている。地元市長から薬師谷に入る路線は必要ないとの話があった（再掲）。」としたい。

八面山・稲が窪区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、県の関係課等が現時点で把握している範囲では、特に留意すべき点はない。」としたい。

田ノ川・古尾区間については「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、高知県の発行しているレッドデータブックにおいてシマントササキリモドキ等の貴重昆虫等の生息の可能性が示されている。県の振興計画

である「清流四万十川総合プラン21」の対象地域であり、「清流の保全に配慮した工法」を求められている。」としたい。

大正・東津野区間については、「水源かん養保安林の区域を通過する。貴重動植物については、高知県の関係課等が把握している範囲において、稀少猛禽類の飛翔が確認されている。県の振興計画である「清流四万十川総合プラン21」の対象地域であり、「清流の保全に配慮した工法」を求められている。」としたい。

委員

「水源かん養保安林」と「水源かん養保安林等」とは厳密に区別しているのか。

事務局

「等」は、土砂流出防備か土砂崩壊防備保安林などである。水源かん養保安林だけの区間には「等」はつかない。

委員

会津若松・下郷区間で「地形的に工事が非常に難しそうである（再掲）。」とするとしているが、委員会における主な議論は別の欄に記載しており、ここでは「急峻な地形である。」というように、特筆すべき自然環境上の事実について触れるということではないか。

事務局

指摘のとおりとしたい。

なお、ここを直すのであれば、鬼が城・薬師谷区間について「地元市長から薬師谷に入る路線は必要ないとの話があった（再掲）。」としたいとした部分についても、「急峻な地形である。」という事実に触れるべきと考えるが、それでよろしいか。

委員

そのとおり。

委員

いろいろ討議いただいたが、何か意見があったら出していただきたい。これまでに出された各委員の意見を踏まえ修正を行うことを前提に、報告書はこれで決定としてよろしいか。

各委員

（異議なし）

委員

全部余すところなく承認いただいた。林野庁長官に対し、報告書を手渡したい。

大規模林道事業の整備のあり方検討委員会の報告書について。

本委員会は、平成14年8月以降、大規模林道事業の建設予定区間の今後の整備のあり方を検討し、今回その結果を取りまとめたので提出する。

林野庁がこの方向に沿って、建設予定区間の今後の整備のあり方を検討するとともに、林野庁及び独立行政法人緑資源機構が、環境保全に十分配慮し、大規模林道の計画的かつ効率的・効果的な整備に努めることを期待する。

平成16年2月10日。

林野庁長官前田直登殿。

大規模林道事業の整備のあり方検討委員会座長北村昌美。

(座長から林野庁長官(代理 森林整備部長)に対し報告書を手交)

本委員会は今回で終了となる。各委員に感謝申し上げたい。

(以上)